



農林水産省補助事業

香港最大級の国際総合食品見本市

Food Expo 2018 ジャパンパビリオン 出品案内書

2018年8月16日(木)～18日(土) 香港

申込締切：2018年4月16日(月)17:00

はじめに

「Food Expo 2018」は、香港最大級の国際総合食品見本市であり、初めて輸出に取り組む事業者や香港市場への販路開拓を目指す方にとって効果的な見本市です。

ジェトロでは前回に引き続き、本見本市に「ジャパンパビリオン」を設置いたします。香港およびアジア市場への新規参入や販路拡大にご関心のある皆様におかれましては、新規取引先やパートナー発掘の場として、ぜひこの機会をご活用ください。

◎こんな方におすすめ

- ✓ 新規開発商品、香港未発売商品をPR、輸出したい！
- ✓ 有望商品（※）があり、香港の販路を拡大したい！（※P2、「3. 有望商品」をご参照ください。）
- ✓ 香港で加工される商品の原料として輸出したい！



前回（Food Expo 2017）のジャパンパビリオン1



前回（Food Expo 2017）のジャパンパビリオン2

本事業は平成30年度政府予算により実施する予定の事業であり、出品者の決定や予算の執行にあたっては、国会における平成30年度予算の成立が前提となります。国会における予算の審議の結果によっては、今後、事業内容等に変更が生じることがあります。また、予算の成立以前においては、「出品予定者」の決定となり、予算の成立をもって「出品者」となります。

1. 見本市概要

見本市名	Food Expo 2018
会期	2018年8月16日(木)～20日(月) ※ジャパンパビリオンを設置するトレード・ホールは16日～18日のみ
開催地	香港コンベンション&エキシビション・センター
主催者	香港貿易発展局(HKTDC) http://m.hktdc.com/fair/hkfoodexpo-en/HKTDC-Food-Expo.html
前回実績 (2017)	会場面積：45,948 m ² 出品者数：1,542社・団体（うちトレードホール出品者907社） 出品国数：26カ国・地域 来場者数：約500,000人（うちトレード・バイヤー数20,932人）

2. ジャパンパビリオン概要

参加日程	2018年8月16日(木)～18日(土) (来場資格：16・17日は主としてビジネス関係者、18日は一般消費者を含む。)
参加ホール	トレード・ホール ※本年は、Hong Kong International Tea Fairへのパビリオン設置はございません。
予定規模	180小間程度(1,620 m ²)程度 (※うち募集小間数(企業ブース)は合計150小間程度)
対象商品	香港で販売可能な日本産の生鮮品、日本産原料を使用した加工品及び 日本国内で生産された他国産原料を使用した加工品 ※制度上、日本から香港へ輸出可能なものに限る。

3. 有望商品

ジャパンパビリオンにおいては、現地市場・バイヤーニーズの高い商品を「有望商品」とし、出品審査においても加点項目として設定しております。当該商品以外のご出品も可能ですが、出品商品選定をご検討いただくに当たって、以下を必ずご一読ください。

- ・水産品（ブリ、ハマチ、ホタテ、タイ、ウニ、イクラ、蟹、ボタン海老、金目鯛、きんき等）
- ・水産加工品（特に加工度の低いもの）
- ・青果物（特に中秋節、クリスマス向けのものやシャインマスカットの次に流行りそうなもの等）
- ・牛肉（特に価格がリーズナブルかつ特徴のあるもの）
- ・豚肉（特に銘柄豚やこだわりのある豚肉）、鶏卵（卵白製品を含む）
- ・乳製品、アイスクリーム
- ・香港未発売の清涼飲料水・ウィスキー・日本酒・日本ワイン
- ・お菓子、ベーカリー・月餅用素材

4.ブースレイアウト

今回のジャパンパビリオンは、(1) 香港向け新規商品に特化した「What's New?」エリアと(2) 青果物や水産等の品目にまとめる「品目別」エリアに分類し各出品者を配置します。バイヤーが多くの出品者の中から関心・品目商品にアクセスし易くすることで、商談成果の向上を目指します。

※これまで、代表出品者単位で品目が異なる複数の孫企業を1箇所にまとめて配置してきましたが、バイヤー目線（限られた時間の中で効率よく関心商品を見つけたいニーズ）に立った配置を行いますのでご協力願います。

(1) 「What's New?」エリア

2017年8月以降1年以内に香港向けに新規開発した商品、または香港未発売商品を出品される事業者様に限定したエリアです。目新しい商品を求めるバイヤーとの商談が期待できます。

◎ショーウィンドウにサンプル展示、案内係（コンシェルジュ）が来場バイヤーを積極的に誘導します！

◎各出品者間に仕切りのある通常小間でじっくり商談を行うスペースをご用意します。

◎事前広報等において、出品商品のプロモーションを積極的に行います。

※詳細については、「6 出品料・サービス (P.4)」をご覧ください。

(2) 「品目別」エリア

品目別にエリアを形成し、特定品目に関心のあるバイヤーとのスムーズな商談が期待できます。

◎各出品者間で仕切りの無い開放的な小間とし、バイヤーが効率よく関心商品を見つけられるようにします。

◎品目別にフロアマップ等を設置し、案内係（コンシェルジュ）が来場バイヤーを各ブースへ積極的に誘導します。

▼「品目別」エリア（予定）

- ① Agri-food/Meat (Vegetable/Fruit/Mushroom/Meat/Egg/Rice, Grain etc.)
農産物/畜産物（野菜/果物/きのこ/肉/卵/米/穀物等）
- ② Seafood (Fish/Shellfish/Fish Flake/Seaweed/Seafood Product etc.)
水産物（魚/貝/ほぐし身/海藻/水産加工品等）
- ③ Processed Food/ Seasoning (Dairy Product/Soy Sause/Miso/Salad Dressing etc.)
加工品/調味料（乳製品/醤油/味噌/サラダドレッシング等）
- ④ Beverage (Beer/Sake/Sho-chu/Wine/Whisky/Soft Drink, Tea.etc.)
飲料（ビール/酒/焼酎/ワイン/ウィスキー/ソフトドリンク/お茶等）
- ⑤ Confectionary/Snack (Cake/Dessert/Cookie/Chocolate/Candy/Appetiser etc.)
菓子/スナック（ケーキ/デザート/クッキー/チョコレート/キャンディー等）

※エリア区分が変更となる可能性がありますので、ご了承ください。

5. ジャパンパビリオン出品のメリット

費用負担の軽減

ブース装飾費、広報費、出品料の一部等についてはジェトロが負担します。従って、出品者の皆様は、同等の装飾を施し、単独で出品する場合に比べて、出品費用を抑えることができます。

※出品料に含まれるサービスの詳細は「6-4. ジェトロが提供するサービス (P.9)」を参照ください。

出品手続きを安心サポート

出品の申込みやブースの装飾など、見本市への参加に伴う煩雑な手続きをジェトロがサポートします。初めて海外の見本市に出品される方でも、安心してご参加いただけます。

ジャパンパビリオンの広報

様々な媒体を活用して、想定される来場者に対してアプローチをするとともに、見本市会場でも広告の設置等のプロモーション活動を積極的に行います。

ジャパンパビリオンの信用と集客効果

ジェトロのジャパンパビリオンでは、日本企業がまとまって参加しますので、『日本』のブランドとしてより鮮明にアピールできるとともに、より高い広報・集客効果が期待されます。

輸出に関するアドバイス

ビジネス経験豊富なジェトロのアドバイザーが、植物検疫手続きなど、輸出全般に関するアドバイスを提供します。

6 出品料・サービス

1. 出品枠

出品枠	募集枠数	出品エリア	概要	出品料
1.通常出品枠	100 枠 程度	1-(1) What's New? (注1 参照)	<p>●1 枠 : 9 m² (間口 3m × 奥行 3m) を 予定</p> <p>※間口、規模等については設計等の関係 により変更となる場合があります。</p> <p>▼申込条件</p> <p>2017 年 8 月以降、香港向けに新規開発 した商品または香港未発売商品を 1 品 以上出品すること</p>	<中小企業料金> 380,000 円/枠 <一般料金> 570,000 円/枠
		1-(2) 品目別	<p>●1 枠 : 9 m² (間口 3m × 奥行 3m) を 予定</p> <p>▼留意点</p>	

			※各ブースを仕切る壁の設置はございません。	
2.オープンスペース枠	70 枠 程度	2-(1) What's New? (注1 参照)	<ul style="list-style-type: none"> ●共有スペースを利用しての商品展示となるため、<u>占有小間の提供はありません</u>。また、一部のサービスは他社様と共有となります。 <p>▼申込条件</p> <p>2017年8月以降、香港向けに新規開発した商品または香港未発売商品を1品以上出品すること</p> <p>▼留意点</p> <p>※「通常出品枠」との併願不可。 ※原則、冷蔵庫、冷凍庫等大型の什器を含む備品は設置できません。設置する必要がある場合は、「通常出品枠」にお申し込みください。また、商談用のテーブルセットは共有スペースに2枠で1セット程度提供予定です。占有で使用されたい場合は、「通常出品枠」にお申し込みください。</p>	<中小企業料金> 190,000円/枠 <一般料金> 290,000円/枠
		2-(2) 品目別	<ul style="list-style-type: none"> ●ブースの基本仕様は「2-(1)What's New?」を参照。 	
3.ニューチャレンジャー枠	6 枠 程度	※選考結果 を鑑み決定 します。	<ul style="list-style-type: none"> ●輸出に新たに取り組まれる事業者様をサポートするため、以下の条件を満たす事業者様を対象に「ニューチャレンジャー枠」を設置します。 ●ニューチャレンジャー枠出品者向けのサポートサービスを提供します。※提供するサービスの詳細については「ジエトロが提供するサービス(P.9)」を参照ください。 <p>▼申込条件</p> <p>過去5年以内に海外輸出経験がないこと(間接貿易含む)</p> <p>※上記の条件に該当される場合でも、「通常出品枠」および「オープンスペース枠」にお申いただることは可能です(但し併願不可)。</p> <p>▼留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ●※共有スペースを利用しての商品展示となるため、占有小間の提供はありません。また、一部のサービスは他の同枠出品者と共有となります。 ※原則、冷蔵庫、冷凍庫等大型の什器を含む備品を設置する必要がある場合や、テーブルセット等を占有で使用されたい場合は「通常出品枠」にお申し込みください。 	<中小企業料金> 100,000円/枠 <一般料金> 150,000円/枠

4.特別出品枠	11 小間 程度	品目別	<p>●1 小間 : 9 m² (間口 3m×奥行 3m) <u>を予定</u></p> <p>※間口、規模等については設計等の関係により変更となる場合があります。</p> <p>※必ずしも小間割形式とは限りません。</p> <p>▼申込条件</p> <p>-以下の条件を満たす団体（先着順）</p> <ol style="list-style-type: none"> ①品目団体等が代表出品者であること。 ②スペース料の全額を負担すること（出品料はジェトロの補助適用外）。 ③追加装飾を希望する場合は、事前にジェトロと協議の上、申込時に当該装飾に係る仕様書を提出すること。 ④ジェトロが指定する期日までに、全孫出品者について情報提出をいただくこと。（提出がない場合は、キャンセル扱いもしくは小間数を縮小するケースがあります。） <p>▼留意点</p> <p>スペース料全額をご負担いただきますが、募集枠の範囲で希望小間数の確保を確約します。ただし、<u>孫出品者についても他出品枠と同様、ジェトロにて審査・選定を行いますので予めご了承願います。</u> また、出品者負担となりますが、追加の装飾をしていただけます。</p>	<一般料金のみ> 570,000 円/小間
---------	-------------	-----	---	--------------------------

※ただし、輸送、渡航費等は自己負担となります。詳細は以下をご確認ください。

※複数枠をお申し込みいただくことも可能ですが、応募状況に応じ、出品枠数を調整させていただく場合があります。

<注1> 「What's New?」エリアの決定

「What's New?」エリアにお申込みをいただいたても、ジェトロによる選考の結果、「品目別」エリアでのご出展、もしくは不採択となる可能性もございます。また、最少催行枠（10 社程度を予定）に満たない場合は「品目別」エリアにご出展いただく可能性もありますので、予めご了承ください。

<注2> 小間位置の決定

- 会場全体の基本的構成、小間位置は出展内容によりジェトロにて決定いたします。
- 商品・品目カテゴリー別にエリア形成する予定です。同業者が隣接する場合がありますので、あらかじめご承知置きください。

2. 出品料について：スペース使用料の2/3以上をご負担いただきます

A) 一般料金の適用対象

- ①「中小企業※・協同組合以外（大企業など）」および「海外に所在する企業」

※【中小企業の定義】

中小企業とは、「中小企業基本法」の定義に基づきます。以下表のうち、**資本金基準・従業員基準のいずれかを充たす法人**を中小企業とします。中小企業を対象とした料金にてお申込みいただければ、①同法に定める日本国内の中小企業*、②同法に定める中小企業を取りまとめる業界団体等に限ります。

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 資本金の額または出資の総額	従業員基準 常時雇用する従業員の数**
製造業、建設業、輸送業、 その他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業 (情報サービス業を含む)	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

* 法人格のない個人事業者も含みます。

** 「常時雇用する従業員の数」には、事業主、役員、臨時従業員を含みません。

②国費を財源とした他の補助金等を出品料へ充当する場合

例)「品目別等輸出促進対策事業（農林水産省）」、「ジャパンブランド育成支援事業（経済産業省）」など。

③ジェトロが主催した同一見本市への出品が4回以上の事業者

2017年度以降の参加実績をジェトロにてカウントします（2020年度より、該当する事業者には一般料金を全額負担いただきます）。

※ニューチャレンジャー枠での参加は回数にカウントしません。

※出品形態によらず、出品物を持つ事業者としての参加回数をカウントします。

B) 割引料金について

①ジェトロメンバーズ(JM)は会員特別料金として10%の割引適用（年間総額75,600円まで）。

②農水産情報研究会会員は会員特別料金として10%の割引適用（年間総額54,000円まで）。

③上記の両会員の場合は、どちらかの割引を適用します。

④上記のいずれにも該当しない場合でも、出品と同時に会員にお申込いただいた場合は各会員の割引の適用が可能です。

【会員サービスの詳細】：<http://www.jetro.go.jp/members/>

※割引は日本国内から会員として登録された法人・団体名でお申し込みいただいた場合に限ります。

3. 代表出品に関する規定

「代表出品者」（地方自治体・業界団体等）が複数の企業等（「孫出品者」）を取りまとめての出品も可能です。なお、1 枠に対して孫出品者は 1 社とし、お申込み時にすべての出品予定の企業・出品物・枠および小間数等が決定していることが必要です。

▼申込条件

- ①全ての孫出品者について、「8-1. 必須条件（P.14）」を満たしていること。
- ②孫出品者についても、選定審査の対象となり、一定の基準に満たない場合には出品できることについてあらかじめ了解していること。
- ③孫出品者数は 1 枠あたり 1 社、1 小間あたり 2 社までとします。なお、募集枠数を上回る応募があった場合には、枠および小間数の調整にご協力いただきますようお願いします。
- ④本出品案内書等の内容（ジェトロが提供するサービスや出品料等）について、孫出品者からあらかじめ了解を得ていること。
- ⑤ジェトロが提供する小間については、原則、孫出品者の出品スペースとしてのみ使用すること。
- ⑥孫出品者への事務連絡等（アンケート・調査の取りまとめ含む）について、責任をもって行うこと（原則、ジェトロから、孫出品者への事務連絡等は行いません）。
- ⑦孫出品者から出品料等を徴収する場合には、ジェトロに支払う出品料の額を超過しないこと（但し、通訳費等の実費を除く）。また、見本市参加期間中における、孫出品者に対する有料サービスの提供など、自社の営利活動については行わないこと。
- ⑧「代表出品に係る同意書」の内容に同意していること。

▼留意点

- ・「出品申込書・承諾書」は代表出品者のみが作成し、孫出品者にはそれぞれ「企業・商品情報」をご提出いただきます。審査は企業毎に行いますので、一定の基準に満たない場合にはお申込みいただいた孫出品者の一部または全者が出品できない場合もございます。
- ・本見本市においては、出品形態によらずテーマ・品目ごとに小間割りを行うため、代表出品者が複数者を取りまとめる場合にも、1 か所にまとまって出品することはできませんのでご了承ください。
- ・募集枠数を上回る応募があった場合には、出品枠数を調整させていただく場合があります。
- ・請求書は「出品申込書・承諾書」をご記入頂いた代表団体のみに発行します。
- ・本出品形態については、孫出品者がジェトロメンバーズであっても割引料金は適用されませんので予めご了承ください。

4. ジェトロが提供するサービス

出品枠	サービスの内容
通常出品枠 ・ 特別出品枠	<p>① 出品スペース（「What's New?」エリア出品はブース間の仕切りあり。「品目別」エリア出品はブース間の<u>仕切りなし</u>。）</p> <p>② 共通デザインによる設営・装飾 (基礎設置備品/1 枠 (もしくは小間)あたり (予定))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社名表示板 (1) ・鍵付展示台 (1) ・商談テーブルセット (テーブル1、椅子3) ・展示棚 (1) ・電源 (500W) (1) ・ゴミ箱 (1) (ビニール袋含む) <p>③共通設備等維持管理 (一定量の電気代およびその工事費含む)</p> <p>④出品者バッジの提供</p> <p>⑤来場者向けジャパンパビリオン広報資料作成</p> <p>⑥バイヤー向けジャパンパビリオン案内状作成・発送</p> <p>⑦情報提供 (現地の日本食市場や見本市の効果的な活用法等についての情報を提供します)</p> <p>⑧「ジェトロ海外コーディネーター」による貿易相談</p>
オープンス ペース枠 ・ ニューチャ レンジャー 枠	<p>① 共通デザインによる設営・装飾 (基礎設置備品/1 枠あたり (予定))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社名表示板 (1) ・鍵付展示台 (1) ・ツール (2) ・電源 (500W) (1) ・ゴミ箱 (1) (ビニール袋含む) <p>② 共通設備等維持管理 (一定量の電気代およびその工事費含む)</p> <p>③ 出品者バッジの提供</p> <p>④ 来場者向けジャパンパビリオン広報資料作成</p> <p>⑤ バイヤー向けジャパンパビリオン案内状作成・発送</p> <p>⑦情報提供 (現地の日本食市場や見本市の効果的な活用法等についての情報を提供します)</p> <p>⑧「ジェトロ海外コーディネーター」による貿易相談</p> <p>⑨<u>アシスタントアレンジ</u> (ニューチャレンジャー枠のうち希望者のみ) ※ジェトロにてニューチャレンジャー枠専属の通訳兼アシスタントを手配し、費用を負担します。</p>

※主催者の規程により、出品者バッジの発行枚数が制限される場合があります。

※サービスの提供は、1 小間又は 1 枠毎のものとなります。

※主催者の規定により、また締め切りの関係等により上記の一部サービスを受けられない場合があります。(ダイレクトリーへの情報掲載が代表出品者に限られる等。)

※社名板やジャパンパビリオン広報資料等の各社の記載は、企業・団体・組織名のみ可能とし、商品・ブランド名、キャッチフレーズ等は記載できません。

5. ジェトロが提供するサービスに含まれないもの

前項「4. ジェトロが提供するサービス」以外に係る経費は、出品者自身でご負担頂きます。

主なものは次のとおりです。

- 輸送（※1）に要する経費（保険料含む）
- 基本装飾以外の小間装飾、追加レンタル備品、追加電源等に要する経費
- 出品者の渡航費および宿泊費
- 出品物の試食・試飲に係る費用
- 出品者専属の通訳・アシスタント（※2）手配・費用
- 出品物及び自社ブースに持ち込む出品者所有物に係る本見本市参加期間中の盗難保険料
- 海外旅行保険及び賠償責任保険
- その他、前項「ジェトロが提供するサービス」に定める以外の経費

※1) 輸送について

各展示会場への出品物等の輸送・通関は各出品者の責任の下、行ってください。ジェトロでは、特定の輸送・通関業者を指定していませんので、各出品者がご自身で選定し、直接手続き、お取引ください。輸送通関費用は、必ず事前の見積り入手をお勧めします。なお、輸送・通関業者選定の際の参考として、見本市主催者のオフィシャルフォワダー及び日本での提携先等を例示します。また、既に輸送ルートをお持ちの場合は、当該業者をご利用いただいても構いません。いずれの場合も、出品物の輸送、通関等が確実に行われるよう、出品者の責任において手配していただきますようお願いします。また、見本市終了後の出品物は、自己責任にて廃棄、もしくは還送をお願いします。

＜ご参考＞ジェトロ農林水産物・食品輸出協力企業リスト

http://www.jetro.go.jp/industry/foods/trading_company_list/

※2) 通訳・アシスタントについて

商談等のための通訳又はアシスタントは、各出品者がご手配ください。経費も出品者のご負担となります。人材、または雇用関係手続を代理する通訳派遣会社等を、後日ご参考までに例示します。

7. 【重要】香港での小売販売行為について

香港では、「訪問ビザ」で可能な商用活動の範囲は極めて限定されており、何らかの商用活動を行う場合には、期間の長短及び報酬の有無に拘わらず「就労ビザ」を取得する必要があります。

香港入境事務處は、抜き打ち的に取り締まりを行っており、仮に「就労ビザ」を取得することなく商用活動と見做される活動を行っていると疑われた場合には、「入境条例」違反にて逮捕・拘留される可能性があります。また、当該本人の雇用主も同様に「入境条例」違反となります。

【在香港日本領事館からの注意喚起】

▼「香港にて短期商用活動を行う際の就労ビザ取得に関する注意喚起」(2017/12/28)

http://www.hk.emb-japan.go.jp/jp/docs/ryoji_announcement_visa_20171228.pdf

Food Expo2018におきましても、3日目(8/18)の一般開放日に「小売販売行為」をする場合、現地人材を手配せずに日本人のみで対応する場合は就労ビザの取得が必要です。

つきましては、申込にあたりましては、以下をご確認のうえ、「入境条例」違反とならないよう、ご検討頂きますようお願いします。※試食の無料提供は、小売販売行為には該当しないため就労ビザは不要です。

※一般開放日は現地法人のある場合を除き、「試食の無料提供」をされることをお奨めします。

【小売販売行為の有無による要件の違い】

	要件
1. 小 売 販 売 行 為 を 行 わ な い 場 合	<p>◎小売販売行為を行わない場合でも、<u>食品輸入者・卸売業者の登録免除申請</u>をすることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none">➢ 申請者：出品者➢ 申請先：香港食物衛生環境署➢ 申請フォーム：<u>FEHB249</u> (申請フォーム／サンプル記入例)➢ 注意：<ul style="list-style-type: none">✓ 承認手続きには14日程度かかりますので、1ヶ月前の<u>7月16日(月)</u>までの提出をお勧めします。✓ 詳細は、以下の植物衛生環境書ウェブサイトより「Guide to the Registration Scheme for Food Importers and Food Distributors」 Article 8.5 (P.15) をご参照ください。 http://www.cfs.gov.hk/english/whatsnew/whatsnew_fstr/FSO_faq.html

2. 小売販売行為を行う場合

1. 条件：出品者が食品輸入者・卸売業者の登録済みの現地法人・現地代理店等を有していること。

2. 手続き：小売販売行為を行う主体によって手続きが異なります。

(1) 現地人材（※）または就労ビザを持つ外国人材が小売販売行為を行う場合：

（※新たに現地人材を雇用する場合は13ページ参照。）

「香港食物衛生環境署」に所定のフォーム（FEHB245）を申請する必要があります。

➤ 申請者：現地法人・現地代理店

➤ 申請先：香港食物衛生環境署

➤ 申請フォーム：**FEHB245**

➤ 商品による手続きの違い：

① 既に輸入実績がある商品について：

現地法人・現地代理店がFEHB245の登録をしている場合は、改めて申請する必要はございません。**承認書のコピーを出品ブースに持参ください。**

② 輸入実績がない新規商品について：

新規商品に対する現地法人・現地代理店によるFEHB245の新規登録が必要です。

➤ オンライン申請先：

http://www.cfs.gov.hk/english/public/public_fifdrs/fehb245.html

(2) 就労ビザを持たない外国人材が小売販売行為を行う場合：

「香港入境事務處」に**就労ビザ**を申請する必要があります。

➤ 申請者：出品者、現地法人・現地代理店

➤ 申請先：香港入境事務處

➤ 手続き：以下をご覧の上、お手続きください（オンライン申請はありません。）。

（※出品者と現地法人・現地代理店双方の書類が必要です。）

<http://www.immd.gov.hk/eng/services/visas/GEP.html#secondTab>

➤ 注意事項：

✓ 就労ビザ申請には、現地法人・現地代理店が申請書式（ID 990B）に記載する必要があるため、現地の関係先企業などに「雇用主（招聘者）」になっていただく必要があります。

✓ 新たな申請に関する**審査には通常4週間を要します**ので、ご承知おきください。

【参考】

▼就労ビザの種類とその取得方法：香港（ジェトロウェブサイト）

<https://www.jetro.go.jp/world/qa/O4A-O10935.html>

▼（参考）在香港日本国総領事館ウェブサイト

<http://www.hk.emb-japan.go.jp/jp/index.html>

【**参考**】香港の人材派遣会社の例】

※小売販売行為を行うために現地人材を雇用する場合の現地の主な人材派遣会社として、香港貿易発展局より以下のとおり紹介がございましたので、ご参照ください。

パソナ アジア 17/F, Ashley Nice, 9-11 Ashley Rd, TST, KLN, Hong Kong Tel: (852) 3690 5949 (担当：杉山氏)	Manpower Services (Hong Kong) Limited 22/F, Cigna Tower, 482 Jaffe Road, Causeway Bay, Hong Kong Tel: (852) 2281 1200 Fax : (852) 2573 3205
ADECCO Personnel Limited 12/F, Fortis Tower, 77-79 Gloucester Road, Wanchai, Hong Kong Tel: (852) 2895 2616 Fax: (852) 3421 2970	Team Spirit Room 608, Capital Centre, 5-19 Jardine's Bazaar, Causeway Bay, Hong Kong Tel : (852) 2881 0873 Fax : (852) 2890 9165
Chandler Macleod 8/F, Guangdong Investment Tower, 148 Connaught Road, Central, Hong Kong Tel: (852) 2833 4100 Fax: (852) 2152 9921	Williams (Hong Kong) Ltd. Unit 15B, 15/F, Winsan Tower, 98 Thomson Road, Wan Chai, Hong Kong Tel : (852) 2845 6777 Fax : (852) 2845 0689
Kelly Services Hong Kong Ltd. Units 402-412, 4/F, Hutchison House, 10 Harcourt Road, Central, Hong Kong Tel: (852) 2281 0000 Fax: (852) 2281 0099	※必ず手配する前に費用や支払方法等について事前にご確認ください。万一お客様が不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロでは一切の責任を負いかねます。 ※お断り：リストの第三者への提供はお断りします。

【お問合せ先】

香港貿易発展局（HKTDC: Hong Kong Trade Development Council）東京事務所

TEL: 03-5210-5858 / FAX: 03-5210-5860 (担当者：山崎・後藤)

Email: akiko.yamazaki@hktdc.org / akio.goto@hktdc.org

8. 選考方法

ご提出いただいた「企業・商品情報」をもとに、農林水産省の定める選定基準に則りジェトロにて審査を行い、出品者の選定を行います（同点の場合は先着者を優先）。なお、結果の詳細は回答できかねますので、予めご了承願います。

1. 必須条件

以下の条件を必ずご一読のうえ、お申込ください。以下の条件を満たしていない場合は、お申込いただいても出品をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。

①出品者の要件

- 出品目的が取引先の発掘・継続取引であること。（プロモーションや調査のみではない）
- 事業参加後も海外からの引き合いに対応可能な担当者がいること。当該事業の会期中、商談に対応可能（諸条件の提示等）な担当者が常駐すること。
- 輸出に伴う需要増に対応できる供給体制を有すること。
- 英語もしくは現地語で商談用資料（※企業情報、商品情報（価格含む）。）を既に揃えており、ジェトロが求めた際は速やかに提出することに同意していること。もしくは会期までに揃えジェトロに提出することを同意していること。※別添の参考資料「FCP Sample_日本語記入例（輸出商品紹介シート）」「FCP Sample_英語記入例（輸出商品紹介シート）」をご参照ください。

②出品物の要件

- 日本産品もしくは日本産原料を原料として使用して海外で生産された農林水産物・食品であること。
- 検疫、衛生基準等の輸入規制に十分対応していること。

③規定の遵守

- ジェトロが成果把握の為に行う会期中アンケート、フォローアップアンケート等に協力することに同意していること。
※アンケート・調査については、本事業の成果把握や、今後の事業計画の策定等における基礎資料となりますので、必ずご協力下さい。
- 事業案内書および「海外見本市出品要綱」の内容、条件に同意していること。（代表出品者の場合は、その条件を満たしていること。）
- 過去2年間、ジャパンパビリオン／海外商談会に参加した際にジェトロが定めた規則に違反していないこと。

2. 審査基準

- (1) 当該事業で定める有望商品に合致するか
- (2) 出品物の品質、価格、物流面での要件等が現地で受け入れられるものか
- (3) 出品により新しい海外市場の開拓が期待できる商品か
- (4) 応募者の輸出に取り組む姿勢（戦略・目的・出品に向けた取組み）
- (5) 応募者の認証取得等
- (6) 応募者の商流
- (7) 前年度の参加事業における成約実績

- (8) 日本で登記している事業者か
- (9) 「戦略的輸出拡大サポート事業」のうち輸出プロモーターによる支援対象企業か
- (10) 過去のジャパンパビリオン/海外商談会におけるルールの遵守状況

※募集枠数を大幅に超える出品申込みがあった場合は、締切日前でも募集を締め切る場合があります。

※募集枠を超えない場合でも商品のラベル表示・商標が日本国内の関連法規に抵触している場合や、出品がふさわしくないと考えられる際にはご参加をお断りすることもございます。

※複数枠の申し込みをいただいた場合、出品枠数を調整させていただく場合があります。

9. 申込方法・スケジュール

1. 申込手順

本「出品案内書」、「海外見本市出品要綱」を必ずご確認・ご了承いただき、以下の手順でお申込み下さい。
送付先及び申込に関するお問い合わせは、本書末尾記載の事務局までお願いします。

STEP1 お客様情報の登録とオンライン申込

以下ジェトロのホームページより、お客様情報の登録後、オンライン申込をお願いします。

《イベント情報ページ》 <https://www.jetro.go.jp/events/afb/d798776f21111545.html>

※初めてご利用の方はユーザー登録が必要です。一度登録いただくと、次回以降のジェトロ事業への申込が簡略化できます。

※すでにユーザー登録をしている方は、お持ちの ID とパスワードを用いてログイン後、本見本市のオンライン申込を行ってください。オンライン申し込み後、申込内容確認メールが届きます。

※孫出品者も各社にてユーザー登録が必要となりますので、ご注意ください。期日までに登録のない孫出品者は、出品することができません。

STEP2 企業情報・商品情報の入力（オンライン）

前記「STEP1」のオンライン申込後に届く「確認メール」に記載されているリンクより、「申し込みフォーム(1)企業情報」「申し込みフォーム(2)商品情報」の登録をお願いします。

なお、出品者選定はこちらで入力いただいた情報に基づいて行います。不備のないよう、できるだけ詳細にご記入ください。ご登録後は「入力完了メール」が送付されます（**出品の承諾ではございませんのでご注意ください。**）。

※本フォームは途中保存ができません。入力をスムーズにするため、事前に上記イベント情報ページ URL 添付の「申込フォーム（サンプル）」をご確認のうえ、必要事項をご準備ください。

STEP3 「出品申込書・承諾書」を電子メールで送付 **※孫出品者除く**

《イベント情報ページ》に添付の「出品申込書・承諾書」フォームにご記入後、原本を郵送いただく前に、事務局（afb-foodexpo@jetro.go.jp）まで電子メールにて PDF を送付ください。内容を確認後、ジェトロよりご連絡します。3営業日を過ぎても連絡がない場合は、お手数ですが事務局までお問合せください。

※代表出品者は「孫出品者一覧（エクセル）」も併せて送付ください。

STEP4**申込書類の提出 ※孫出品者除く**

STEP3 完了後、ジェトロより内容確認連絡を受け取られましたら、下記の〔郵送いただく書類〕を揃え、事務局宛てにご郵送ください。※郵送代については各社でご負担をお願いします。

〔郵送いただく書類〕※フォームは《イベント情報ページ》よりダウンロードください。

- ◎「出品申込書・承諾書」-----代表印押印済み原本2部
- 「Food Expo 2018 代表出品に係る同意書」※代表出品者のみ-----代表印押印済み原本1部
- 「孫出品者一覧」※代表出品者のみ-----1部

＜提出期限＞2018年4月16日（月）17:00 必着

〔郵送先〕〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル6階

ジェトロ Food Expo 2018 ジャパンパビリオン事務局（担当：清島、栗間、今井）

E-mail : afb-foodexpo@jetro.go.jp

2. 今後の流れ

※以下のスケジュールは今後の目安です。事前の連絡なく変更する場合もございますので予めご了承ください。

STEP1**選考結果のご連絡 2018年5月中旬頃予定**

出品確定後、単独・代表出品者に対して、選考結果をメールでご連絡のち、孫出品者の採択・不採択を明記の上、ジェトロ押印済みの「出品申込書・承諾書」1部を返送します。その際に出品料の請求書も同封させていただきます。

STEP2**出品料振込 2018年6月中旬頃締切り予定**

請求書に記載の支払い期日までに出品料をお振込みください。期日までに出品料をお支払いいただいた時点で、ジャパンパビリオンへの出品承諾といたします。なお、期日までに出品料のお支払いが無い場合は、出品の申し込みが取り消されたものとみなします。

※出品申込者名と異なる名義での請求書の発行が必要な場合は、事前にお申し出下さい。

STEP3**出品者説明会 2018年6月6日（水）開催予定**

出品者マニュアルの配布や、出品に関する諸手続き、現地の最新市場情報やその他諸注意などをご説明するため、出品者説明会を開催予定です。

場所：ジェトロ本部（東京）

※詳細は後日お知らせします。

※正確な情報提供・支援方法の策定を期するため、事前に開催される出品者説明会へのご参加をお願いいたします。

10. キャンセル規定

出品者の自己都合により採択確定後に出品をキャンセルされる場合は、捺印のある書面にてジェトロにお知らせ下さい。確定前に申し込みを取り消される場合は、メールまたは書面にてジェトロまでご連絡ください。なお、その申請日により、下表の通りキャンセル料が発生します。

キャンセル受付日	キャンセル料
申込日～2018年5月31日（木）	なし
2018年6月1日（金）以降または連絡なしの不参加	出品料の100%

※キャンセル料については、ジェトロメンバーズ及び農林水産情報研究会割引を適用できません。

※戦争、政情不安、天災、伝染病、その他出品者の責任に帰することのできない事由によりキャンセルする場合は、ジェトロにて文書で通知することにより、キャンセル料の支払いなく出品を中止できる場合がありますので、ご相談ください。

11. 留意事項

1. 見本市に関して

- 本案内書に記載されていない事項に関しては、別添「海外見本市出品要綱」に準拠します。なお、本案内書と「海外見本市出品要綱」とに矛盾がある場合には、本案内書を優先します。
- 「出品案内書」及び「海外見本市出品要綱」に定めのない事項に関しては、ジェトロがその対応を決定するものとし、政府の方針等により内容が変更される可能性がある旨あらかじめご了承下さい。
- 会場全体の基本構成、出品位置は出品内容等によりジェトロにて決定させていただきます。ご希望に沿えない場合がございますので、あらかじめご了承下さい。
- 「出品申込書・承諾書」及び「申し込みフォーム」の内容に虚偽の記載をした場合は、申込を無効とすると同時に、本見本市のご出品をお断りします。
- 出品申込書に記載した内容について変更がある場合は、書面にてご通知ください。なお、申込締切日を過ぎてから内容を変更される場合は、ジェトロはその内容によっては変更に応じられない場合がございます。
- 出品物は国内法令及び現地法令に照らして適法に輸送して下さい。違反した場合は、今回または今後のご出品をお断りすることもあります。
- 出品募集締め切り後であっても、震災等による現地側規制の変更・強化があった場合は、出品ができなくなるケースがあります点、ご留意下さい。
- 自社スペースを転貸、売買、交換、譲渡することはできません。
- 東日本大震災による影響を受け、日本からの食品・飲料の輸出に時間がかかる場合もあるため、輸送については、十分ご留意願います。特に生鮮・冷蔵品の出品を検討している場合にはご注意下さい。
- 外国為替および外国貿易法などの国内法令に定めのある出品物の出品については、出品者の責任において事前に必要な許可等を取得してください。

(経済産業省安全保障貿易管理課ホームページ <http://www.meti.go.jp/policy/anpo>)

➤見本市参加期間の全日程を通じて、出品者（現地代理店やパートナーは含まない）が、ブースにアテンドください。また、見本市最終日の終了時刻以前の撤収は認められません。

➤輸出経験のない企業等については、見本市参加期間中の商談を円滑に進める観点より、ジェトロが実施する「商談スキルアップセミナー（無料）」を見本市へのご参加までに受講ください。

＜ジェトロ HP イベント情報 セミナー・講演会＞

<https://www.jetro.go.jp/events/seminar.html>

2. 免責

➤天災、交通機関の乱れ、現地の政情その他 JETRO の責任に帰する事のできない事由により関連事業の一部、又は全部を中止せざるを得ない場合は、JETRO は参加申込み受領後であっても、当スケジュールの一部又は全部を変更または中止することがあります。その際、航空券代等のキャンセル料その他の経費・損害を JETRO が補填することは致しかねます。

➤見本市会期中およびその前後を通じて発生した傷病、事故、盗難等のいかなる損害についても、JETRO は一切の責任を負いかねます。

➤JETRO は、盗難、火災、会場内での事故、その他一切の原因を理由とする損害、損失、損傷についての責任を負いません。

➤地方自治体・業界団体等が代表出品者となり、複数者で出品する場合、その孫出品者の損害および不利益については、代表出品者が責任を負うものとします。また、孫出品者と第三者との間で紛争等が生じた際には、代表出品者の責任と費用負担においてこれを解決するものとします。

➤ご提供頂いた個人情報は、事業実施のため、施工業者、現地バイヤー等の事業関係者に提供する場合がございます。また、本見本市に関するプレスリリース、ジェトロホームページ等において、企業情報や出品物の情報等が公開される場合がございます。あらかじめご了承ください。

➤相応の理由なしに出品キャンセルされた場合や、実績報告書・アンケート・調査へご協力いただけない場合には、今後ジェトロが実施する事業の選定等において考慮されることとなります。

11. 参考情報

※東日本大震災による影響により、5 県（福島、茨城、栃木、群馬、千葉）で生産された野菜・果実、牛乳、乳飲料、粉ミルクについては、輸入停止となっています。5 県で生産された食肉（卵を含む）、水産物については、政府作成の放射性物質検査証明書が必要となります。

※上記 5 県以外で生産・加工された食品及び上記 5 県で加工された食品については、香港にてサンプル検査が行われます。

※規制の最新情報については、以下のウェブサイトを参照下さい。

・香港向け輸出証明書の申請手続き等について（農林水産省ウェブサイト）

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/hk_shoumei.html

・「諸外国・地域の規制措置等」（農林水産省ウェブサイト）

http://www.maff.go.jp/j/export/e_info/hukushima_kakukokukensa.html

- ・「輸出条件早見表」（植物防疫所ウェブサイト）
<http://www.maff.go.jp/pps/j/search/detail.html>
- ・香港向けに輸出される水産物に関する証明書の発行について（水産庁ウェブサイト）
http://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/export/hongkong_shoumei.html
- ・海外ビジネス情報：香港/農林水産物・食品（ジェトロウェブサイト）
<https://www.jetro.go.jp/worldtop/asia/hk/foods/>
- ・香港の品目別輸出ガイド（ジェトロウェブサイト）
<https://www.jetro.go.jp/world/asia/hk/foods/exportguide.html>
- ・「貿易投資相談 Q&A」（ジェトロウェブサイト）
<http://www.jetro.go.jp/world/asia/hk/qa/>

お問い合わせ先

【応募】

日本貿易振興機構（ジェトロ）農林水産・食品部 農林水産・食品事業推進課
Food Expo 2018 ジャパンパビリオン事務局（担当：清島・栗間・今井）
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階
TEL : 03-3582-5546 FAX : 03-3582-7378
E-mail : afb-foodexpo@jetro.go.jp
(出品募集ページ) <https://www.jetro.go.jp/events/afb/d798776f21111545.html>

【香港への輸出に関する規制関連】

日本貿易振興機構 農林水産物・食品輸出相談窓口
TEL : 03-3582-5646 <受付時間：平日 9~12 時/13~17 時（祝祭日・年末年始を除く）>
最寄りのジェトロ国内事務所でもご相談を受け付けています。
(国内事務所一覧) <http://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list/>

【香港での小売販売行為】

香港貿易発展局（HKTDC: Hong Kong Trade Development Council）東京事務所
TEL: 03-5210-5858 /FAX: 03-5210-5860 （担当者：山崎・後藤）
Email: akiko.yamazaki@hktdc.org / akio.goto@hktdc.org